

平成28年第7回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月7日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	稲澤 正広 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 真 也 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴木 雄一 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	小川 一好 君	建 設 課 長	穴 山 喜 一 郎 君
農 林 振 興 課 長	坂尾 一美 君	商 工 観 光 課 長	板 橋 了 寿 君
総 合 窓 口 課 長	薄井 桂子 君	上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君

農業委員会 大森新一君 学校教育課長 薄井健一君
事務局長
生涯学習課長 笹沼公一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高林伸栄 書記 岩村房行
書記 長家佳奈子 書記 岡多恵子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。
-

◎一般質問

- 議長（塚田秀知君） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 石川和美君

- 議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君の質問を許可します。

2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

- 2番（石川和美君） 2番、石川です。

先ほど、議長の話にもありましたが、交通事故、そういったニュース、かなり耳にします。特に、最近、高齢者ドライバーによります意識をなくしたようなそういったことが起因するような事故がよく耳にします。昨年3月、私が一般質問でこの点に触れましたけれども、全町一丸となってこういったことにも対策を深めていただければと思います。特に、似たような環境、スーパーの大きなところに皆さんが集まってくる、結構山奥のほうからも

来られるわけですから、そういったところを注意しなければ、何らかの対策が必要ではないかと思えます。

では、初めに、総合振興計画におけます農業問題の具体策について、伺います。

ことし、提示されました10年計画である「なかがわ元気ビジョン」の中で、農林水産業の現状と課題という項目では農地を守るには地域の共同活動や環境に共生した営農活動を支援することにより、農村環境保全対策を進めるとありました。

その農業施策の方針としまして、5つの項目が掲げられています。

1つ、地域の特性を生かした農業。1つ、意欲と能力のある多様な農業者の育成。1つ、効果的な農業の確立。続いて、農業を支える基盤づくりの推進。最後に、中山間地域の魅力を生かした都市交流促進と農村づくりの推進。以上、5項目のことであります。どの項目も重要であり、その効果を期待するところであります。

なお、これを踏まえて描かれました創生総合戦略5カ年計画での主な事業の中で、農業に直接関係するのは、まず、戦略3の生産物の活用とブランド化。次に、8番目の空き家活用、それと14番目の高手の里事業の拡充というふうに私は受けとめました。そのほかにも間接的に効果を上げる戦略も当然あるでしょうが、その戦略の目標にはやや不安を感じましたので、幾つかの質問と提案について伺います。

まず、第1、水稻を耕作する認定農業者並びに営農集団における人数推移と1経営体当たりの水田耕作面積について過去5年の推移をそれぞれ伺います。

2つ目、営農集団化を進め、集落営農の推進を図ることについて、具体的な方法について伺います。

3つ目、農業公社のような組織を立ち上げて集団化を進めることは計画には見当たりません。今後もそのような組織を立ち上げる予定はないのか、その点について伺います。

4つ目、農地の権利取得後における下限面積要件は50アールと現在なっておりますが、何らかの条件を加えて、制限面積を下げられないかということをお尋ねします。

5つ目、耕作放棄地あるいは遊休農地を解消するための支援策は国や県によって立てられておりますが、面積条件などで受けられない耕地に対して、町独自の支援策は考えられないのか、伺います。

まず、1番目の質問は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） おはようございます

総合振興計画における農業問題の具体策についてのご質問にお答えいたします。

町の基幹産業の農業は、農業者の高齢化や後継者の就業の多様化による後継者不足のため、地域営農の継続が困難な状況にあります。このような理由から中山間地域においては耕作放棄地がふえ、年々農地の荒廃化が進行しております。

この対策として、地域の担い手を核とした地域営農集団の組織化を支援し、農業生産活動を通し、農地の荒廃化を防ぎ、あわせて農地の持つ国土の保全、地域環境の保全、多面的機能の向上など、地域農業を守る取り組みをしていかなければならないと考えております。

そこで、私からは5点目、耕作放棄地の町独自の支援策についてお答えいたします。

現在、町単独補助事業として、耕作放棄地再生利用緊急対策事業が制定されております。この事業は、国・県事業採択要件に該当しない耕作放棄地を対象にしており、採択要件は面積10アール以上の耕作放棄地解消に要する経費と整地後は主食用以外の作物を栽培することになります。補助率は事業費の2分の1以内、補助対象上限は50万円としております。

その他の質問については担当課長及び局長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） ご質問の1点目、認定農業者等の人数と耕作面積の推移についてですが、認定農業者の人数は5年前の平成24年度は118人、今年度は135名であります。営農集団は集落営農組織を含め7団体から8団体に増加しております。水田耕作面積は、認定農業者の平均は現在453アールで、5年前からほぼ同数で推移しております。

次に、2点目、集落営農の推進についてですが、現在、国の制度を利用した活動組織が多面的機能支払交付金関係で8組織、中山間地域等直接支払交付金関係で63組織、環境保全型農業支払交付金関係で1組織が組織化されております。これらの組織は農地の環境保全対策を主に活動しておりますが、地域の農産物等を受託する営農集団等に移行可能な支援策を調査研究するとともに、組織化に向けた会議や研修会を今後進めていく考えでおります。

また、既存の活動組織にとらわれず、地域等で集落営農への意向がある地域、団体に対しても積極的に対応し、組織化を推進してまいりたいと考えております。

次に3点目、農業公社等の組織化についてですが、農業公社の設立は地域に合った生産組織を育成することを第一と考えたことから、町の総合振興計画には位置づけておりませんが、まず、地域の営農集団の組織化、法人化について積極的に支援したいと考えております。

また、農業公社は今後、地域農業を継続していく上で中心的役割を担う組織となりますので、公社の役割、運営の方法などの課題を今後、担い手農家、生産組織、JA等と協議してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 次に4点目、農地取得の際の下限面積の引き下げについてですが、農地を取得する際の農地法第3条の許可要件の1つとして下限面積があります。下限面積は、県においては50アールと定められており、例外を除き農地の権利取得後に下限面積を超えなければ、農地を取得することができないと規定されています。

2015年の農林業センサスの結果が公表されたことを受け、去る11月21日開催の那珂川町農業委員会総会において、下限面積についての審議を行いました。その結果、別段の面積は設けず、下限面積は従来どおり50アールとすることを決定したところであります。農業経営を営むためには、一定面積以上の農地が必要であり、今のところ下限面積を引き下げる必要はないというふうに考えています。

なお、個別の案件につきましては、個別に相談に応じたいと考えています。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） では、再質問に入らせていただきます。

1、2番をまとめまして、ちょっと質問いたします。

回答にありましたとおり、組織を継続的にあるいは組織のない地域、そういったところに組織をつくることなど一層の努力をされるという話を伺っておりますので、ぜひともそれを進めていただきたいと思います。

ちまたでは、TPP制度とか今後それがどうなるのか、また、逆にFTAのほうが復活するんじゃないかとか、そのようなことがうわさされております。どちらであれ数年後からいろんな生産物の価格が不安定になるのではないかということが危惧されます。稲作に限らず、集団化とか組織化がとても重要だと思います。そこで、町単独では難しいと思うんですが、例えば、道路の路肩に生えた草の除草用具を貸し出す、そういった制度とか、安全作業の講習会などを開催するとか、そういった具体的なサポート、そういったものも必要ではないかと考えます。

それと、昨年3月、農業公社のような組織を提案させていただきました。そのときの回答

では、検討するという回答でありました。農協さんとか、そういった団体と組織と協力をして、営農集団などを立ち上げることが持続的な対策になると私は考えておりました、関係機関と課題を協議するというだけではちょっと残念に思います。そういったところで、具体的な何かそういった方法を考えられておられるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） まず、組織化のことを言っていると思いますので、地域の営農集団の組織化につきましては、営農集団は利益が上がらないと、組織化はしていかないと、思いますので、どうして利益を上げるか。地域営農を継続していく上で稲作ということを考えれば、米の価格は30年から需給調整関係が大きく変わりますので、下がることはあっても上がることはないと考えます。その中で、どうして利益を上げるか、その場合は生産コストを下げなければ利益は上がらないと思います。生産コストの低減策等を今の8集落、63集落の皆さんにどのような形でコストを下げるような方策を要望などを調査いたしまして、その関係を町単独でできれば一番いいんですが、かなりの金額になりますので、町では難しいと思いますので、その要望内容を国・県のほうに事業をメニューしてくれるような形で要望しまして、今後、組織化を推進していきたいと考えています。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 先ほどの再質問のほうは1番から3番まで続いたような内容でちょっと失礼いたしました。しかし、それなりに回答をいただきましてありがとうございます。再度、1番とそれと5番が関連しておりますので、その点について再度質問いたします。

遊休農地の面積が横ばいということなんですが、今後は高齢化に伴い、さらに増加することが懸念されます。町のその戦略で、その数値目標、それが実現可能なかどうか。国や県の補助事業を受けるためには、おっしゃるように認定農業者の資格要件が問題になってきます。その要件の1つに年間所得500万というようなハードルがあるわけです。これをクリアするには相当な初期投資が必要になります。施設園芸などで営農すれば可能性は大きくなりますが、そのような営農指導をされるということなのかどうか、その点についても伺います。

それと、農業委員会さんでは下限面積50アールというものを変えないというような結論に達したようですが、町としましては小規模農家をふやすというような話も片方にございます。それからしますと、ちょっと方向性が見えないのではないかと思うんです。

○議長（塚田秀知君） 石川和美君に申し上げます。1項目ごとに。

○2番（石川和美君） 項目ごとですね。

まず、その1番のほうですね、町のその戦略によって、掲げました数値目標、これがその対策で実現可能なかどうか、まず、それについて伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 認定農業者の数をふやして地域農業を支えるということを行っていると思いますので、認定農業者に関しては先ほど議員おっしゃったとおり、農業所得500万円以上の計画をつくって、その営農を目指すということですので、その目標達成のためには、なかなか個人の資金では大変ということになりますので、町のほうでも今年度、町単独事業で園芸作物につきましては、園芸作物振興対策事業というものをつくりまして、規模拡大、新規就農に対応したパイプハウス、資材の導入に対しての補助なども用意をしました。そういう関係と国・県の事業をあわせまして、所得控除対策をしまして、認定農業者をふやしていければというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 1番については了解いたしました。それと、2番も済みですね。

3番目のところで再質問させていただきます。

農業公社のような組織、そういったものを昨年3月に、私、提案させていただいておるわけですが、ところでJAなす南さんは我が町の地内にライスセンターの建設を予定しておられるようです。こういった情報が早く入っていれば、タイミング的には何らかの共同作業的な意味合いで、事が進められるんじゃないかなと、そんなふうに思うわけでありませう。

一方、那須烏山市のほうでは、市とJAと農業委員会まで入りまして、会議を持たれていると、そんなようなことがございます。

我が町の場合、関係機関との連携がちょっと浅くて、そういったところではもったいないんじゃないかなと思います。組織を立ち上げるということについても、そういった協議をしていくと、そういう場を設けるようなことは考えていないのかどうか、その点について伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） ご質問のとおり、今後、地域の農業を継続していくために、より一層、関係機関と連携を深めまして、対応をしていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） それでは、具体的に予算を組んでとか定期的に交流をしていただいて、事務が効率よく進むよう期待いたしますとともに、ぜひ協議を前進させて、有効な組織づくりの実現に結びつけていただきたいと思います。

次、4番目のほうの農地の下限面積のことですね、これについて再度質問いたします。

これは5番とちょっと関連するんですが、放棄地や遊休農地に対して町独自の支援があるということは先ほど町長の説明から伺いました。

私の近隣でのことなんですが、あるつぶやきが届いております。

その概略としまして、1つに自分の土地は耕作や管理がやや困難な場所。1つは現在は農地の管理を60代後半の認定農業者に委託している。けれども、その受託者は最近疲れを感じるためか、ほかの借り手を探している様子。また、農地中間管理機構にも相談したのですが、耕作不利地ということでは、なかなか借り手が見つからないというような内容でありました。このような場合、情けない話なんですけれども、一度は遊休農地にしなければ、国や県の支援は受けられない。そういう本末転倒の状況が考えられます。

そこで、現在、町の支援が一応あるということなんですけれども、こういったケースにでも今後は展開して応用されたらどうなのかなと、そのように思うわけであります。実際、出雲崎町とか東吾妻町などそのほかにもそういったことを実施している自治体があるようなので、ちょっと研究されてみてはいかがでしょうか。

それと、それが1つの質問と、それから下限面積のことですけれども……

○議長（塚田秀知君） 1項目ごとに願います。

○2番（石川和美君） はい、じゃ、そこで、1つお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 遊休農地対策としましては、国、県の事業の要件に満たない土地に対しまして、町独自の支援策があるということで、その遊休農地にする前に、今度、営農集団とかそういうものに町のほうでも力を入れていきますので、幸い30年からJAが設置するライスセンターも稼働します。そういうことでは、土地利用型の農業については労力がかかり軽減されると思いますので、そういった意味で遊休農地にならないような対応を町と関係機関、JAと話し合ひまして、その辺はしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） ぜひととも研究していただいて、そういったところで支援ができるような形をとっていただければと思います。

先ほどの50アールの下限面積のことですけれども、町としては、振興計画の中で基本目標の中に小規模農家をふやすというようなことも掲げておられます。そういったところでは先ほどの認定農業者とかとはまた違う部分であろうかと想像されますけれども、もし、そうである場合、現実には現在、その兼業農家の方が多くて、そういった形と同じような状況ではないかなと思われるわけです。果たしてそれで進められるのかどうか、そういった方をふやして、果たして放棄地的な部分がなくなるとか、防止、そういったことにつながっていくのかどうか。

それと何か先ほどのその営農集団的な部分に委託するためには下限面積を50でやっぱりやっていかなきゃならないと、そういった部分とつじつまが合わないように私は思うわけです。その点についてお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 今の質問に対してお答えしたいと思います。

農地法の権利取得に関しましては、下限面積以外に常時農作業に従事することや取得した農地を効率的に経営するというようなこともその許可要件として定められています。また、例外規定ではございますが、草花等の集約的な栽培を行う場合には下限面積以下でも農地を取得するようなことも可能なように法律で位置づけられておりますので、そのようなことをご理解をいただければと思います。

また、農業を営むためにはある程度の規模がないと、農業を経営することは困難かなということもありますので、小規模農家という定義は私のほうでは定かではございませんが、やはり農地法で定められた50アールということにつきましては、現段階では農業委員会としてその面積要件の中で対応していきたいというふうに考えています。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 確かにそういった考え方もあるかと思うんですけれども、例えば高手の里を利用した、そういった農家を誘致するような誘導するような、そういった考えなんだろうと思うんですけれども、そういう方たちは果たして大きな面積を扱うような方を引っ張って来られるのかなと、ちょっと疑問を感じるわけでありまして。

新規就農者を受け入れる、そういう場合には営農指導とか経営相談が重要であるわけなんです。例えば有利な作物、そういったものの栽培管理方法とか、あと資金面とか、そういったことを相談に乗れる体制、そういったものがあって初めてそれが実現可能になってくるのではないかなと私は思うんですが、そういったものが準備されているのか、また、例えば、高手の里に誘導する場合のPR、そういったところで周知されているのかどうか、そういったところについて、ちょっとお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 新規就農者に対する営農指導等につきましては、営農指導等はJA関係ですね、それに対する支援、補助金的な支援、そういうものについては町のほう、そういう面でJAとは連携をして、新規就農者、また定年者、技能者に対しては、そういうことで対応していきたいと思います。

高手の里につきましても、定年後といえますか、農業をしながらゆっくり生活したいという人も今、そういう面で貸与、農地の貸与ということで町のほうでも積極的にその辺は対応していきたいと考えます。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） そうしますと、関係機関と協力をしていただいて、密接な連携が必要なのかな、そのように感じますので、ぜひともそのあたり、JAさんとかの指導、指導というんですか、そういったものとタイアップしていただいて、確実に進めていっていただきたいなと思います。

最後に、町長にお伺いしたいんですが、農業問題での最後の質問になります。

生活道路である農道や町道、雑草など荒れてしまっている場所を見かけております。これは昨年3月にも同じようなことを申し上げました。

○議長（塚田秀知君） 石川和美君、項目には。

○2番（石川和美君） 項目としては相対的な部分として、一番最初のその冒頭で述べた部分でございます。

今までのその回答いただきました内容で、果たしてそういった部分を本当に解消、防止、そういったものができるのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町長にということでございます。

今まで私初め、課長、局長が答弁申し上げました。町として何ができるか、これは関係機関と協力あるいは調整をしながら進めていきたい、こういう答弁であります。

しかし、その前提として、農業公社についてもそうですが、農業公社をつくって、その公社に求めるもの、これが何であるか、これを把握しないといけないと思います。その求めるものが現有の組織、例えば、農業委員会であったり、JAであったり、そういう組織の中でできないか、それから、中間管理機構、ここに中間管理機構には委託したい方はたくさんいます。ただ、平場においてはもう管理機構を使わなくても相対で流動している土地はたくさんあります。しかし、中山間においてはなかなか出し手はあっても受け手がない、これは仮に公社をつくっても、今、農業委員会でもそういうあっせんもしていますけれども、どの組織があってもやる人がいなかったら絶対成り立たない、このように思います。

ですから、いろんな補助事業にしてもこれをやってくださいじゃなくて、地域の方、住民に方々が我々はこれをやっていきたい。そして、町としてあるいはJAとして何か支援がないかと、そういう申し出をいただくのが筋ではないか、このように思っていますので、住民の方のやる気、これを喚起するような方策を考えてまいりたい、このように思います。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 私も町長のおっしゃるとおりだと思います。

ただですね、平場であってもなかなかそれが組織化できない、そういったところへの支援とか、そういったことをお願いしたいなと思っています。サポートのほう、ひとつよろしく願いいたします。

以上で1番目の農業問題については質問を終わらせていただきます。

次に、地域から出されました要望への対応についてお伺いいたします。

まず、1つ、過去に地域から出ていました要望、その中で白久地内町道及び谷田地内の農道改良、これは実行されていないわけなんです、その理由についてお伺いいたします。

それから、2つ目として、要望された方への説明、結果はどんなふうになった、今どういう状況であるみたいなそういった説明というものがされていたのかどうか、お伺いいたします。

以上、2点です。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 地域から出された要望への対応についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、過去に要望のあった白久地内町道改良及び谷田地内農道改良についてですが、白久地内の町道90号線につきましては、現在までに隣接する町道の改良工事を実施しており、また同地内の町道76号線の道路改良工事を現在行っていますので、そちらを優先して実施している状況です。

谷田地内町道谷田広町線につきましては、事業効果等を検討した結果、維持修繕等で対応することとしております。

次に、2点目、要望された方への説明についてですが、要望箇所につきましては、現地調査を行って判断しておりますが、地元への説明ですが、その都度、行政区長さんなど、代表の方へ説明しております。今後とも丁寧な説明に努めてまいります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 町の予算の問題とか優先順位の問題、そういったことは十分に私どもは理解しているわけなんですけど、実際にそこで生活されている方々は、要望活動の後、相当の時間が経過しております。そうすると、どうしてもしびれを切らすというんですが、我慢が難しくなる、そんなことから問い合わせがやってくるような、そんな現状でございます。

その点ですね、配慮していただいて、これからも丁寧な説明、できましたら文書を、何か途中経過みたいなものを出していただけるような形があれば、そういったことが理想かなと思います。ぜひとも、そういったことを検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 要望があった件につきましては、その都度、代表の方にお話をしております。今後ともその地域の方により丁寧な説明をしていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 例えば、区長さんとか、そういった方には説明されていることは私も聞き及んでいるわけなんですけど、そういった方が結構高齢化しておりまして、場合によっては実現する前に知っている人がいなくなっちゃうと、そういったことが危惧されるわけなん

ですね。ですから、次の人に伝えるためにはそういったものがあつたほうがよいんじゃないかなと思ひまして申し上げたわけなんです。

その点を踏まえてひとつご対応のほう、よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 益子輝夫君

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問を許可します。

4番、益子輝夫君。

質問をする前に一言申し上げます。質問者は項目ごとにお願ひしたいと思ひます。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） それでは質問させていただきます。

日本共産党の益子輝夫でございます。

1つお願ひがあります。先ほども声が小さくて聞き取れない部分がありましたので、ゆっくりでいいですから大きな声で答えていただきたいというふうに思ひます。私もちょっと血圧のせいで耳が遠くなっているものですから、よろしくお願ひいたします。勝手なことを申して、申し上げないんですが、ご協力をお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは、質問をさせていただきます。通告書に沿って質問させていただきます。

まず、第1点目は、寒い中、町長初め三役は連日のように町政懇談会という形で15回やっていただき、参加された方は400名からになるという報告をいただきましたけれども、本当

にご苦労さまでした。体育館の中で寒い中でやる、聞くほうも大変ですけども、やるほうも大変だったと思います。そういう点では何らかの私は大きな収穫があったんじゃないかなと、人数こそは400人ですけども、そういう人たちが町のことに関心を持ち、これから町のやることに協力していきたい、また意見も述べたいという方はたくさんいるんだなということも私を感じました。ほとんどの会場に私も、100%とはいかないですけども、途中から出席したところもあるので、参加させていただきましたけれども、町民の貴重な意見を聞くというのは非常に大切なことであり、重要なことだというふうに思います。

そういう中で、一応、町の行政の説明というんですか、人口ビジョンとか第2次総合まちづくり、町の総合振興計画について説明されたんですが、その中でも私は一番中心的になるのではないかなと言っている件できょうお聞きするわけですが、1回やっただろう、また議会でも説明しただろうという声もありますが、これを知ってもらおうということは、町がこういうことをせつかくきちんと労力、経済的な面もあるでしょうけれども、使ってつくったものをより1人でも多くの町民に知ってもらって、町民の協力がないと、これは実現しないと思うんですね。そういう点ではこういう機会に町のやろうとしていることが町民によく伝わることを私は願って、この質問を再度行うわけですが、それと同時に会場でも終わった後、始まる前にも意見を聞きました。今回も出たんですけども、この資料を前もって配ったことは私も知っています。しかし、それに目を通して町民も決して多くはありません。そういう点でこの問題を取り上げて私は質問するわけなので、具体的な説明をできればいただきたいと思います。

第2次町総合振興計画についてということで、第2次町総合振興計画の策定に当たっては、人・もの・自然が融和し、みんなで手を取り合って、元気を生み出す町の将来像を定め、町で生活する全ての人の協働により、元気な町をつくることを目的としていると述べていますが、町づくりの3大プロジェクトの具体的な進め方と現状と方向について伺いたいと思います。

まず、その3大プロジェクトの1つ目である「雇用の創出」ということで4つほどあります。1つは「地域の特性を生かした農林漁業の確立」、1つは「地域の資源を生かした新産業の創出・育成」、「地域の資源を生かした特産品の開発・販売促進」。4つ目として、これは「循環型社会の機構の推進」ということがうたわれています。その点での具体的な現状と内容について。

また、2つ目として、「結婚・出産・子育て推進プロジェクト」についてということで、

3つほど、うたっております。「成婚につながる活動の促進」、「子育て支援の充実」、「郷土愛の醸成・基礎学力の向上」ということで3つうたっております。それらの現状と方向性について伺いたいと。

それともう一つ、最後の3つ目になりますが、「新しい人の流れ創出推進プロジェクト」ということで、3つほどうたっております。「宅地分譲・空き家の利活用の推進」、「産学官連携の促進」、「観光資源の保護・利活用の推進」ということがうたわれています。これらの中でもページに全部ではないですけれども、書いてある部分もありますが、現状を認識したいと思いますので、その点の具体的な現状の説明と方向性を持っていましたら、伺いたいというふうに思います。

1回目、1番の質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私から第2次町総合振興計画についてのご質問にお答えいたします。

第2次那珂川町総合振興計画においては、町の将来像の実現に向けて、特に総合的かつ効率的、効果的に推進すべき重要な施策について、まちづくりの3大重点プロジェクトに設定し、重点的に取り組むこととしております。

まちづくりの3大重点プロジェクトは那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた戦略事業と連動させながら、積極的に取り組むこととしており、具体的には総合戦略で定めた42の戦略事業を重要業績評価指標、いわゆるKPIに基づき、毎年度、実施した事業の効果を検証し、必要に応じて見直しを図るなど、実効性を高めつつ着実に推進してまいりたいと考えております。

それぞれのプロジェクトにおける具体的な施策及び事業につきましては、まず1点目、「雇用創出プロジェクト」についてですが、地域資源を生かした産業の創出を目指すため、町内に働く場の確保と雇用の創出に係る施策を推進してまいります。

具体的な施策としましては、地域の特性を生かした農林漁業の確立、地域資源を生かした新産業の創出・育成や特産品の開発、販売促進などとなっております。また、主な事業としましては、生ごみ堆肥化事業を初め、森林資源開発事業、6次産業化等普及促進事業、八溝材の家促進事業、那珂川町地域創生活活性化推進事業などであります。

次に、2点目、「結婚・出産・子育て推進プロジェクト」についてですが、複数の子供を産み育てられる希望をかなえることを目指し、結婚や安心して子育てができる環境整備を推

進してまいります。

具体的な施策としましては、成婚につながるような活動の促進、子育て支援の充実などとなっております。また、主な事業としましては、結婚促進事業を初めとしまして、出産、子育て、教育まで、子供の各成長期に合わせ、切れ目のない子育て支援事業を推進してまいります。

次に、3点目、「新しい人の流れ創出推進プロジェクト」についてですが、人口減少に歯どめをかけるため、定住や町外からの移住の促進、交流人口の増加にかかる施策を推進してまいります。

具体的な施策としましては、宅地分譲、空き家等の利活用の推進、観光資源の保護・利活用の推進などとなっております。また、主な事業としましては、地域資源閲覧システム設置事業、宅地造成事業、子育て支援住宅整備事業、農ある田舎暮らし高手の里事業などであり

ます。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 今、町長が答えていただいたことはこれにまさに書かれていることだと思うんです。それと私、聞きたいのは、その中での現状を聞きたいわけなんです、その辺での現状を具体的に聞けたらということで、提出もしているので、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。

ただいまの質問は、大項目になっているものだから、答弁のほうに難しいと思うんですよ。この前、益子輝夫君のほうに話は行っていると思うんですが、具体的なこれが聞きたいということを出してくださいというふうな要望があったと思うんですが。

益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私、具体的なあれで、また、さらに事務局長からも議運の委員長からも言われて企画財政課のほうにも出しました。そういう点で特別、数字的なことも含めてですけれども、現状をどんなふうになっているかということをもっと知りたいんだから教えてくれということで、口頭で言ったつもりです。

そういう点では、企画財政課長にその辺を話してありますので、知っている範囲でいいか

ら答えてくれという要望はしておきました。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） まちづくりの3大プロジェクトにつきましては、先ほど町長が答弁したとおり、町が進める総合振興計画の中で重点的に進める事業について記載をさせていただきます。

それぞれの事務事業がかかわってくるわけですが、3項目のプロジェクトの中にそれぞれの項目を記載してございますが、この項目につきましては、本文の中のそれぞれの課題について現状と課題ということで、前書きをしておきまして、その対策として、この計画を進める上での計画がなされておりますので、各項目の現状課題についてはそれぞれの項目に3大プロジェクトの前に、それぞれの施策が載っておりますが、その中で現状把握をし、課題を整理し、今後の実施事業についてまとめたものでございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） それは、私もそれを読んでたつもりですが、より具体的な方法があったら私は知りたかったので、その項目をあえて挙げたんですが。

特に地域を生かした新産業の創出と育成ということを書いてあるんですが、それに関連したことも読んでも、地場産業であることについても具体的な方策はできないというふうに思います。新しく始まった早く言えば温泉トラフグとか、ホンモロコのあれについては出ているんですけども、その中で新たに新産業の創出ということで、どんなことを考えているかということをお聞きしたかったんですが、そういう意味では答えていただけないんでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 本計画の策定時にご説明申し上げましたが、本計画と同時に策定をいたしました町の人口ビジョン、それとまち・ひと・しごと創生総合戦略、その中で定めた事業と連動して、この重点プロジェクトは進めていきたいと考えております。

主な事業につきましては、先ほど町長から説明した中身と重複しますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で定めた42の事業、こちらを中心に進めていきたいと考えております。現状につきましては、初年度始まったということで、今後、計画的にその事業の実行に向けて進めていくことになっております。

毎年度、振興計画につきましては、基本構想があつて、基本計画があつて、実施計画があ

るわけですが、実施計画につきましては、毎年度、見直しを行い、ローリングをして進めていくことになっておりますので、その中で具体的に毎年度、評価をし、次期の年度に当たっての計画に反映していきたいと考えております。

また、個々の重点プロジェクトは各課にわたって進める事業でありますので、総合振興計画で定めた事業、それとともに各課局室において定める部門別の計画、そちらに基づいて、進行管理を図っていききたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私がきちんと詳細にわたって質問の事項を出していなかったということがそういうことになっているんだと思うんですが、そういうことを含んで私聞きたいことは、自分なりに整理して出したつもりなんですけれども、物事を進めるうえで、計画に基づくのは当然であるし、第6章で言っているように、共に考え行動するまちづくりという中でいろんなことが書かれていますね、4つほど書かれていますけれども。他市町村との連携と交流と町民サービスの向上と町の活性化を図ります、本当にこれ、いいことだと思うんですが、今までもそういうこともやってきたし、さらに新たにどういうことを考えているかというのも伺いたかったんですけれども。

やっぱり3大プロジェクトのこれが1つだというんじゃ、1つだというふうになると、本当に幅広くなるので、より何をどうやるかということも1つでも、何というんですかね、方向性があれば、よりどんなことをやろうとしていくかというのはわかってくると思うんです。掲げていることは、私は本当に素晴らしいことだと思います。それで、先ほど町長が言われたように、ここにもありますけれども、本当に42項目以上にわたるということは私も知っています。

例えば、住民と共に考える行動になっているという題については住民参加の協働の推進ということで、やられている事業、これはどれを指しているのか、全体を指しているといえ、それまでなんですけれども、どういうところに、どんなあれをつくるために力を入れていくのかということについては、施策の中で協働の環境整備と地域おこし協力隊の活動の推進と、この2つだけが挙がっているだけなんです。

だから、それだけではないと思いますが、そのほかにも行政の健全化では職員数の適正化と、組織機構の見直しとか施設の統廃合、事務事業の見直し、もちろん私、これは当たり前だというふうに思いますが、本当にどういうところを見直していくかというあれが、これ、

全体を見直しているんだと言われればそれまでなんですけれども、より具体的なことをすれば、町民の協力の仕方も違ってくると思うんですね。

そういう点で私はどういうことを考えているのか、これが本当に5年後全部実現できれば、本当に町政懇談会で出てきましたけれども、ある人が、本当にバラ色、夢のような話だということと言ってきましたよね。その人はそれ以外にも少子高齢化が進む中で税金を納める人が少なくなるのに、いろんな事業を考えているんだなということを行ったわけですよ。そういう点では、より現実的な方法が考えているんだしたら、私は聞きたいので、この全体のあれを出したわけなんですけど、そういう点での意見もこれからだから話せないということでしたら、それはそれでいいですけども、ある一定の方向性、あとは今の現実をやっぱり町民に知ってもらった上で。

○議長（塚田秀知君） 質問者に申し上げます。

的を絞って質問していただきたいと思います。

○4番（益子輝夫君） だから、その中で私、聞きたいのを幾つか挙げたんですが、それも総合戦略42項目に入るからということなんですけど、それ全てを私、批判するとかそういうことじゃなくて、より具体性を持った、現実的なあれをどういうふうに考えているかと。今までここまでやってきたけれども、こういう点が問題点だとか、そういうのがあるんだしたら、より明らかにしていただきたいし、この10ヶ年計画の中で本当に成果が上げられれば、先ほども話したように本当に素晴らしい町になると思います。

全国的にも企業の問題では工場誘致とかそういうことありますけれども、現実的には無理な状況ですが、そういう点で地場産業をいかに強化していくかという点だけでも私は答えていただきたい。今、地場産業は非常に大変な状況にあるんですね。加工して売っても物が、要するにコストが上がらない、むしろ下げられると。あと、商店街の売り上げが下がっているとか、そういう点での具体的な対策、町はどう考えているのか。また、そういう人たちとどういう話をしているのか。そういう中でまた、創生なかがわなんていうあれも出てきますし、そうやる場合、競合する場合も出てくると思うんですね。それを私は心配をして、この3大プロジェクトの中でいろんな問題が出てこないかなということで、より具体的なあれがあれば、教えていただきたいと思ひまして、質問したわけなんですけど、その点でも商工業の面でも。

○議長（塚田秀知君） 質問者に申し上げます。

ここで一旦休憩をいたします。

議運の委員長に申し上げます。再度、議運で開いていただいて、そして再開したいと思います。

一旦休憩します。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 23 分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

益子議員に申し上げます。

通告内容の3大プロジェクトの進め方の方向性であります、具体的の質問の通告がなかったのも、一応、第1項目については終了とさせていただきたいと思えます。

次の質問に移ってください。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私も質問の出し方が悪いことで、そういうことになって本当、皆さんには申しわけないというふうに思えます。次回にちゃんと整理して、項目別というか、問題別に分けてあげたいと思えます。ただ総合計画なので、42項目と最初で言われましたけれども、大変広い項目なので、その点ではなかなか大変です。

では、2番目の質問に移らせていただきます。通告に基づいて質問させていただきます。

第2の問題は、馬頭処分場に入られると思われる放射能汚染物（8,000ベクレル以下）について、町長は、放射能汚染廃棄物の馬頭処分場への受け入れについて、自然界にもあるというふうに9月の私の一般質問に答えていますが、8,000ベクレル以下の放射能汚染廃棄物の処理方法について伺いたいというふうに思えます。

町長は、前回の質問で、8,000ベクレル以上は例え8,000ベクレルを下回っても一旦指定されたものは受け入れないという答弁をしましたが、その8,000ベクレル以下について、どうしているのか、まず伺いたいというふうに思えます。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 8,000ベクレル以下の放射能廃棄物の処理方法についてのご質問にお答えします。

8,000ベクレル以下を下回った場合でも、一旦、指定廃棄物とされたものについては、環境省の責任において処理すべきというふうな町長からの発言があったとおり、8,000ベクレル以下のものについても指定廃棄物は受け入れないということでございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 室長の答えは町長の答えということで、関連で質問させていただきます。

自然界にはあるということで、町長は放射能を自然界にあるので、ゼロにはできないと、きのうも佐藤信親議員にも答弁しましたが、私自身も自然界にあるものと自然界じゃないものについては前回は質問して、その辺は町長もわかっているというふうに思います。これははっきり言って、中学生でもわかることなので、その辺は具体的な話はするつもりはありません。

ただ、8,000ベクレル以上になったものが、線量が下がっても入れないというふうに答えているんですが、8,000ベクレル以下の廃棄物は拒否しないということにならないのではないんですか、そうすると、8,000ベクレル以下になった場合は、境があるんですが、どこを境にして扱いを、これを8,000ベクレル以下だから、8,000ベクレル以上だからと、科学的なその根拠を示していただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 8,000ベクレル以下かどうかというのは、今、受け入れ処分場でその基準というのはいろいろ多々ございます。それで、基準をどの辺にするかというのは、きのう、町長のほうから申し上げたとおり、今の段階では町としては決めてございません。

ただ、環境省に示された8,000ベクレル以下が通常の処理だということだけは、処理方法として、町が考えることではなくて、処理方法については環境省の示したとおりであると思えます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 町が考えることではないと言ったって、入ってくるものは8,000ベクレル、町の馬頭処分場に入れるとちゃんと入れる方向で検討しているようなことが、この36号の「なかがわ」読んでもわかるように書いてあるんじゃないですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 受け入れ基準については、今後、検討でございますが、処理方法について町が考えることではございません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 処理方法といっても、色分けを8,000ベクレル以上のものと8,000ベクレル以下のものといっても、8,000ベクレルのものが8,000ベクレル以下になるんですから、なっているんですから、現実には。そして、この那珂川地内だって、町長も御存じのように、土地の放射能の汚染度を測った場合、何百ベクレルから何千ベクレルとあるわけですよ。この現実も踏まえて、町がまるっきり処分場とは関係ないような言い方をしないでいただきたいというふうに私は思うんですが、結局、指定廃棄物とされたものへの数値が下がった場合に8,000ベクレル以下になるわけですよ。8,000ベクレル以下に下がったものどう区別するのか、処分場に持ち込まれないという保証はないんじゃないですか。

その点で答弁をお願いしたい。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 今現在、指定廃棄物とされる産業廃棄物については栃木県内に約3,000トン弱でございます。2,927トンでございます。その場所、量、全て把握されてございます。今後の経過についても処理経過は、その辺についても十分把握できるものと思ひ、私どもとしては町としては指定廃棄物は8,000以下になった場合でも絶対入れないというふうな考えでおります。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 指定廃棄物が8,000ベクレル以下になっても入れないと、それは非常にいい決意だと思います。

しかしですよ、8,000ベクレル以下だから、体に影響ないということは言えないと思いますよ。そんなことはどんな科学者でも専門家でも言っていないですから。現にそういう問題、現実的に出ているわけですから、8,000ベクレルが人体に影響がないと、これ、言うことはできないんじゃないですか。

また、そういうものを処分場に入れられたら大変なことになるし、当初は100ベクレル以上は厳重に保管するというあれだったですよ。それが今、そうじゃなくなっているわけで

すよ。8,000ベクレル以下とか以上ということで、あれされておりますが、年間、医学的に考えても、人間の浴びていい放射エネルギーというのはどのくらいなのか、健康福祉課長、立場上、知っていると思うので、お答え願いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。

質問趣旨に沿って、質問していただきたいと思います。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） いや、私はその辺を確認したいんですが、1ミリシーベルトですよ。そうすると、何十倍になるんですか、これは。今、8,000ベクレルといたら、80倍じゃないですか。そういうものが入ってくる可能性だってないとは言えないわけですよ。町民は本当にそれに対して不安を持っていますよ。

だから、そういう点では、人体に8,000ベクレルという、以下なら大丈夫、以下のものについても答弁については全く根拠を示さないですね。きのう、佐藤信親議員も聞いたように、100ベクレル以下でしたらどうかということですが、8,000ベクレル以下のものは一般処分場に入れていいということになって、管理型の処分場にいいということがこれ、書いてあるわけですよ。

ましてや、県の当初のあれというのは、35号にも書かれています北沢の処分が原則だというふうにちゃんと書いてあるんですよ。そういう点からいっても、8,000ベクレル以下についての色分けもできないし、どこでそれを区別するのか、現実に8,000ベクレル以上は、というか8,000ベクレル以下と区別ができていないし、まだ限られたところだと言いますが、栃木県全体を測っているわけではないですよ。これだって、部分的なところであって、ほとんど測っていないわけですよ。測っていないところが多いわけですよ。指定は指定されて測っているだけで、先ほど言ったように那珂川地内にあっても2,000ベクレルなんていうところあるわけですから、現実には。これは専門家に測定してもらって、現実に出ているわけですから、そういう点も踏まえれば、8,000ベクレル以下というだけではなくて、その辺の根拠を私は示していただきたいと思います。本当に町民が安心して生活していける現状を回復しなきゃならないというふうに思うので、再度伺います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 質問事項が処理方法ということだったので、処理方法について私どもは答弁して、健康被害とか、そういったものについては今現在、手持ちもござ

いけませんので説明できませんが、一応、なぜ、じゃ指定できるのかということ、産業廃棄物の指定された産業廃棄物というのは下水汚泥、スラグ、それと、水道から出る上水発生土、これで3,000トンというのが指定廃棄物でございます。

それは、各自治体が保管しているものでございますので、それを入れないというのは管理上、今後、その経過というのは追っていけるものだから、指定廃棄物は下がったとしても入れないで、その経過は十分把握できるということでございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 室長に伺うんですけども、室長は町政懇談会で8,000ベクレル以下の廃棄物が既に処分場に入っております、もうほとんどないという発言をしているんですね。室長の発言は町長も同じ認識なんだと思うんですが、実際には無尽にあるというのが現実で、計測していないところが多いわけです。その辺について、町長の認識を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。

質問趣旨に沿った質問でお願いしたいと思います。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 8,000ベクレルの問題は、私は関連して言っているんですが。

○議長（塚田秀知君） 処理方法についての質問になっているわけですので、それに沿った質問に戻していただきたいと思います。

○4番（益子輝夫君） はい、わかりました。

8,000ベクレルについて、町は、処理については関係ないということですが、現実にある問題として考えなければならない、さっきも何回も言っていますけれども、町内の8,000ベクレル以下の数値は出ていることははっきりしているんですから、専門家もこれは測定しているんですから。それと県全体から見てもごく一部ですから、そういう点ではどういうふうに今後、これを対処していくか伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 私どもでその県営の最終処分場に行ける問題であって、普通にあるものについて、産業廃棄物として入る可能性のあるものは測定をするわけでございます。そういう意味で、あるから、それでそれが全部入ってくるということではござい

せんので、あくまでも入るものについて測定をするということでございますので、それと中間処理については町が考えることではないというのは以前から申し上げたとおりでございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 処理対象というんですか、それは町が関係しないというのも現実に出てくる可能性はあるわけですよ。全部測定している町内の全地域は測定しているわけじゃないんですから、その辺で農産物に関して、一応100ベクレル以下になっていますけれども、以上のやつが8,000ベクレル以下のやつがあるわけ、土地、土、そういうのがあるわけですから、それに対して、町としてどう対処するのかと、処分というか、そういうあれはどういうふうにするかというのを伺っているわけですが。

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

○4番（益子輝夫君） 町が取り組んでいるのは課長が言われたように産業廃棄物処分場になっていますよね、管理型の。でも、そこにはもう知っていますが、私の質問の趣旨と違ってきますけれども、その産廃処分場には問題になっている、きのう、益子明美議員も指摘したように、何ベクレルにするのかという問題があったんですけれども、そういう問題も含めて町内にもあるんです。町内には確かに産業廃棄物はありません。

しかし、産業廃棄物最終処分場に限っては、一般の産業廃棄物だけではなくて、何回も言っているんですけども、グリーンなかがわという、これ、県で出しているあれですよ。これにも、8,000ベクレル以下の放射能汚染物は入れられますということを書いてあるんですよ、ここに現実的に。それまで否定するんですか。県の言っていること、全然違うじゃないですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 県で、グリーン・ライフで言っているものは一般的に

8,000ベクレル以下なら管理型最終処分場に入れられるという環境省の基準を示しただけでありまして、馬頭最終処分場の搬入基準については、今後、町と協議をするということは前から申し上げているとおりで、今時点でのその数値については申し上げられません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 何回も、36号ですけれども、これには書いてあるんですよ。2回にわたって、8,000ベクレル以下も国の基準では一般管理型の処分場に入れられますと書いてあるんですよ、これ、県の文書ですよ。それを否定するんですか。

そういう点で、町はまるっきり関係ないということを私は言えないと思うんですが。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 今、私のほうで申し上げたのは、一般的に環境省は8,000以下なら入れられますが、そのことを書いただけであって、馬頭処分場に入れる基準について、そこで述べているわけではございません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 基準について、いろいろ書いてあるわけではありませんと言いますが、入れられますということを二重にも三重にも書いてあるわけですから、それには入ってくる可能性はあるので、私は指摘しているんですが。

それとですね、再度申し上げますけれども、町で、産業廃棄物として8,000ベクレル以上も入れられますと、環境省の通達でそうなっていますということが説明されていますが、県の文書にも。それを受けて、町として、それに対してまだはっきりしていないというわけですが、町民の安心・安全という立場からするならば、100ベクレル以下でも、低線放射能でも人体に影響があるということはおわかりだと思うんですが、その点での対処の仕方、また、どういうふうを考えているのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 100という数字がどのくらいに出てきて、クリアランスレベルというのは、毎日その100以下を放射能を浴びた場合に100以下なら健康だということで、原子炉等規制法で言っているだけでございまして、廃棄物の処理についてはその後、8,000ベクレル以下という基準を示しているだけでございまして、先ほどから私もきのうも申し上げたとおり、受け入れ基準については今後協議するというので、今の時点で数値は

示すことはできません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 今の時点ではしないということでは、保全協定の中でも保全協定結ぶ計画もやるようですが、保全協定とか結ぶ前、それも今の時点では受け入れ基準について話すわけにはいかないということですが、一番町民が心配していることだと思います。

そして、現実には県のやっている方向としても20ベクレル以下なら帰還してもいいということは福島の人たちには言っているようですが、現実にはやっぱり1割も戻っていないというのが現実ですが、そういう点で補償も自主避難した人たちは打ち切られるというような状況になっているわけですが、そういう点で考えるならば、決して安い、原発の電力が安い電力でないということはもうおわかりだと思いますが、一般の新聞でも報道されていますから。そういう点で考えるならば、町民の安心・安全という点でいうならば、もっと早い時期に安心・安全を確立するためにも農産物の問題もありますし、それが町政懇談会でも発言ありましたけれども、もしそういうものが持ち込まれるということになったら、大変なことになると私もそう思います。

そういう点で、町長として放射能についての勉強を盛んとしているようですが、町長だけでなく職員や町民に対しての放射能に対しての勉強会とか説明会とか、そういうのを開く予定はないのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 放射能問題全般については、私どもの部署ではございませんで、あくまでも馬頭最終処分場の受け入れ基準ということでございますので、それ以上お答えすることはできません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 基準が今答えられない、そして、それ以外は話すことはできないということですが、町内にも8,000ベクレル以下のものについてはあるということが事実としてあるわけですが、その放射能廃棄物、誰がこれを責任を持って処理するのか、そういう8,000ベクレル以上は塩谷町とか、8,000ベクレルは那珂川ということに処分場をつくらすとか……

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。

質問を簡潔にお願いします。

- 4番（益子輝夫君） 最後になりますので、まだ時間もあるようなので、あれしましたが、8,000ベクレル以下の放射能は那珂川町、8,000ベクレル以上は塩谷町という処分場を県内につくっているということを根本的に私は間違っているのではないかなと思います。

本来は、東電の敷地、例えば、福島第2原発に保管すべきではないか。

- 議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。

質問趣旨に沿った質問をお願いします。

- 4番（益子輝夫君） 8,000ベクレル以下について……

- 議長（塚田秀知君） 休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

- 議長（塚田秀知君） 再開します。

益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

- 4番（益子輝夫君） 放射能で汚染された汚染物を、8,000ベクレル以下を入れられるということはもう県の広報にも載っていますが、それ以下、一般の以下でも何でも結局8,000ベクレル以下が毎日捨てればどうのこうのという問題ありますけれども、以下であっても毎日のみ、空気中にも現実にあるわけですから、そういう点で町として何らかの私は対応策を、特に若い人たちの対策はとらなければならないというふうに思いますが、8,000ベクレルという数値がひとり歩きしているようですが、当初は100ベクレル以上は厳重に保管ということだったですけれども、一般廃棄処分場にもそういうのが入ってくる可能性はあるわけですから、否定していないわけですから、そういう点で町民の安心・安全をどう守っていけるかという点で再度お伺いしたいというふうに思います。

- 議長（塚田秀知君） 先ほども申し上げましたが、質問趣旨に沿った質問でお願いしたいと思います。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私は、8,000ベクレルに関して8,000ベクレルだけについて答えてくれということではないんですが、そういう状況なので、それに関連して伺っているんですが、それでも答えていただけないということなんですか。

現実に我が町にもそういう状況があるということを町長も否定できない事実だというふうに思いますが、そういう点で町としてはどういう対応をしていくのか、これは8,000ベクレルの問題とはまた違うといえ、違うんですけども、数字が違うだけで、放射能汚染にされているのは事実ですから。

○議長（塚田秀知君） 一旦休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私の質問が具体的じゃないということなんですが、だから答えないと、答えられないということなんですが、多少は質問からずれても、そのための行政じゃないかなと思うんですね、専門家がそれぞれいるわけですから。そして、具体的な事例を私は示しているわけなんですが、それに対しても質問の趣旨に沿わないというんであれば、全部書き出した上で質問しなきゃならないということになると思います。

それでは、質問者のまた町民の意見を本当に町が聞いて、それを実践するのかということ、甚だ疑問に思います。私は決してそれたことを言っているんじゃないなくて、こうやって文書もそろえて私なりに調べた上でやっているんですが、質問の趣旨が違うということで全て否定されるのでは、なかなか一般質問できなくなってしまうのではないかと思います。

そういう点で、私は確かに具体性は欠いています。そういう点ですが、私の言っていることはいろんな資料に基づいて、県には県の資料に基づいて、あるいは専門家の資料に基づいて私は言っているんですけども、そういうことまで全部否定するとは言いませんけれども、関連したことがいろいろあるわけですね。そうしたら、当然、私はそれは聞いても答えてただけのものとは私は思ったんですけども、そういう点では全部書かなきゃ、質問事項を書かなきゃだめだという点では、質問の自由を奪われる、何も質問できなくなっちゃうと、そ

れは大げさに言えばですけれども、そういう点ではもう少し自由があつていいんじゃないかと。

まして、何でも質問していいというのは一般の質問であり、それに関連したことに対してそれは質問趣旨書に出ていないからだめだと、事務局長からも注意を受けました、これではだめだと。9月議会でも半分以上は書き直させられました。そういう点で今回は町の発行したあれからあれして抜粋して、この点について伺いたいと、みんな関連といえば関連ですけれども、そうすると議会ではもう一字一句全部ちゃんと書かないとだめだということになってしまいますので、なかなか質問もできなくなっちゃうというふうに思います。

具体的なまた関連なことについても質問ができるよう……

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。

簡潔に質問の内容を先ほども言ったように、簡潔にお願いします。

一旦休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時57分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 議長のおっしゃることは全くそのとおりであるし、私たちも一問一答、口にするという中でそういう、申したことは私も承知しております。本当に議長の言うとおりにだと思います。今後、質問するに当たっては、最後まで検討して質問したいというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時58分